

寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成4年10月1日 規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成4年市条例第19号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(占有者の範囲)

第2条 条例第4条に規定する占有者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 学校、病院、旅館、料理店、映画館、百貨店、市場及びその他これに類する多数の者の出入りする事業所等の占有者
- (2) 官公署、公社、事務所、工場及びその他これに類する多数の者の勤務する事業所等の占有者

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第3条 条例第5条第1項前段の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第2項前段の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 条例第5条第1項後段又は条例第5条第2項後段の規定により、事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(許可証)

第4条 条例第6条第1項に規定する許可証は、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第4号）とする。

2 条例第6条第2項に規定する許可証は、一般廃棄物処分業許可証（様式第5号）とする。

(許可証再交付)

第5条 条例第6条第3項の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業廃止・変更届出)

第6条 条例第7条第1項の規定により、廃止又は変更したときは、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可申請等)

第7条 条例第10条で準用する条例第5条の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業許可証)

第8条 条例第10条で準用する条例第6条に規定する許可証は、浄化槽清掃業許可証（様式第9号）とする。

(浄化槽清掃業許可証再交付)

第9条 条例第10条で準用する条例第6条第3項の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業変更・廃止届出)

第10条 条例第11条又は第12条の規定により、変更又は廃止したときは、浄化槽清掃業変更・

廃止届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第11条 条例第16条に規定する報告は、市長が別に定める日までに一般廃棄物処理業務実績報告書（様式第12号）又は浄化槽清掃業務実績報告書（様式第13号）を市長に提出することにより行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の規定によりなされた一般廃棄物処理業の許可申請は、許可された範囲に応じて改正後の寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第1項及び第2項の規定によりなされた許可申請とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則第7条第1項の規定によりなされた浄化槽清掃業の許可申請は、改正後の規則第7条の規定によりなされた許可申請とみなす。

附 則（平成12年12月15日規則第31号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第8号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月19日規則第29号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

寒河江市長

様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事 業 の 範 囲
(廃棄物の種類)

事務所及び事業場の
所 在 地

事務所

電話番号

事業場

電話番号

事業の用に供する
施設の種類及び数量

積替え又は保管を行
う場合には、積替え
又は保管の場所の面
積及び保管できる量

※ 事 務 処 理 欄

既に処理業の許可 (他市町村の一般廃棄物及び産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物の許可を含む。)を有している場合にあってはその許可番号	許 可 者	許 可 番 号
添付書類 及び図面	1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図 3 前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権限を有すること）を証する書類 4 申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書 5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し 6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類 7 的確に行うに足りる知識及び技能を有する書類 8 的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を証する書類 9 従事者名簿 注）許可の更新を申請する場合は、上記の書類及び図面のうち2、3、4及び5は、その内容に変更がない限り、添付を要しない。	
備考 1 ※の欄は記入しないこと。		
※ 手数料欄		

一般廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

寒河江市長

様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業 の 範囲	事業の区分	
	一般廃棄物の 種類	
事務所及び事業場の 所 在 地	事務所	電話番号
	事業場	電話番号
事業の用に供する施設の 種類、数量、設置場所及び処理能力 (最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量)		
事業の用に供する施設の 処理方式、構造及び設備の概要		
※ 事務処理欄		

既に処理業の許可 (他市町村の一般廃棄物及び産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物の許可を含む。)を有している場合にあってはその許可番号	許 可 者	許 可 番 号
添付書類 及び図面	1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。） 3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権限を有すること）を証する書類 4 申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書 5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し 6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類 7 一般廃棄物の処分（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類 8 的確に行うに足る知識及び技能を有する書類 9 的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を証する書類 10 従事者名簿 注）許可の更新を申請する場合は、上記の書類及び図面のうち2、3、4及び5は、その内容に変更がない限り、添付を要しない。	
備考 1 ※の欄は記入しないこと。		
※ 手数料欄		

一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物
一般廃棄物
収集運搬業
処 分 業
の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、
申請します。次のとおり申請します。

許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
収 集 運 搬 業 、 処 分 業 の 区 分	
一 般 廃 棄 物 の 種 類	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供 する施設の種類、数量、 設置場所及び処理能力 (当該施設が最終処分場 である場合には、埋立地 の面積及び埋立容量)	
変更に係る事業の用に供 する施設の処理方式、構 造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

添付書類 及び図面	1 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請の場合には、下記の書類及び図面を添付する。 (1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類 (2) 変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図 (3) 申請者が(2)に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権限を有すること）を証する書類 (4) 申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書 (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類 (7) 的確に行うに足りる知識及び技能を有する書類 (8) 的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を証する書類 (9) 従事者名簿 2 一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請の場合には、下記の書類及び図面を添付する。 (1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類 (2) 変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。） (3) 申請者が(2)に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権限を有すること）を証する書類 (4) 申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書 (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類 (7) 一般廃棄物の処分（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類 (8) 的確に行うに足りる知識及び技能を有する書類 (9) 的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を証する書類 (10) 従事者名簿 注）一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請の場合は、上記1の書類及び図面のうち(2)、(3)、(4)及び(5)は、その内容に変更がない限り、添付を要しない。 注）一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請の場合は、上記2の書類及び図面のうち(2)、(3)、(4)及び(5)は、その内容に変更がない限り、添付を要しない。
備考 1 ※の欄は記入しないこと。	
※ 手数料欄	

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所

氏 名

〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕

第 7 条 第 1 項
の
第 7 条 の 2 第 1 項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
許可を受けた者であることを証する。

寒河江市長



許可の年月日 年 月 日

許可の有効期限 年 月 日

1 事業の範囲

2 許可の条件

- (1) 許可業者は、市の指示に従い廃棄物の収集運搬を行うこと。
- (2) 許可業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条の処理基準に従い、一般廃棄物の収集運搬を行わなければならない。
- (3) 許可業者は、特別管理一般廃棄物の収集運搬を行うときは、政令第4条の2の処理基準に従わなければならない。
- (4) 許可に係る権利を他に譲渡し、又は他に代行させてはならない。
- (5) 本条件に定めるもののほか、関係法令に違反する行為があつた場合は許可を取消し、又は業務の停止を命ずることがる。

3 許可の更新、変更の状況

一 般 廃 棄 物 処 分 業 許 可 証

住 所

氏 名

〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕

第 7 条 第 6 項
の
第 7 条 の 2 第 1 項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
許可を受けた者であることを証する。

寒河江市長



許 可 の 年 月 日 年 月 日

許可の有効期限 年 月 日

- 1 事業の範囲
事業の区分
一般廃棄物の種類
- 2 許可の条件
(1) 許可業者は、市の指示に従い廃棄物の処分を行うこと。
(2) 許可業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条の処理基準に従い、一般廃棄物の処分を行わなければならない。
(3) 許可業者は、特別管理一般廃棄物の処分を行うときは、政令第4条の2の処理基準に従わなければならない。
(4) 許可に係る権利を他に譲渡し、又は他に代行させてはならない。
(5) 本条件に定めるもののほか、関係法令に違反する行為があつた場合は許可を取消し、又は業務の停止を命ずることがる。
- 3 許可の更新、変更の状況

様式第 6 号

一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

年 月 日

寒河江市長

様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物処理業の許可証を紛失（き損）したので、寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 6 条第 3 項の規定により、再交付を受けたく申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	指 令 市 第 号
事 務 の 範 囲			
再交付申請の理由			

添付書類：き損による場合にあつては、許可証

様式第 7 号

一般廃棄物処理業 廃止
変更 届 出 書

年 月 日

寒河江市長

様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け指令市第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業に係る以下の事項について廃止（変更）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 3 項の規定により届け出ます。

廃止した事業の内容		
変更した事項の内容	新	旧
廃止・変更新年月日	年 月 日	
廃止・変更の理由		

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり申請します。

氏 名 又 は 名 称	
住 所	TEL
代 表 者 の 氏 名	生年月日 年 月 日
本 籍 (法人にあつては 代表者の本籍)	
営 業 所 の 所 在 地	TEL
従 事 者 の 数	男 人・ 女 人・ 計 人
事業の用に供する 施設・器材の種類 及び数量	

添付書類

- 1 個人の場合は住民票の写し、法人の場合は定款の写し及び登記事項証明書
- 2 事業計画書
- 3 従事者名簿
- 4 申請者（法人の場合は、役員を含む。）が、浄化槽法第36条第 2 号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 5 申請者（従事者を含む）が、環境省関係浄化槽法施行規則第11条第 4 号に該当する旨を記載した書類

様式第9号

指令 市 第 号

浄化槽清掃業許可証

年 月 日に申請のあったみだしの業について、浄化槽法第35条の規程に基づき、次のとおり許可する。

年 月 日

寒河江市長

氏 名 又 は 名 称	
住 所	
代 表 者 の 氏 名	
営 業 所 の 所 在 地	
許 可 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

許可条件

- 1 許可業者は、浄化槽の清掃を行うときは、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。）第3条に定める技術上の基準により行うとともに、これを省令第11条第4号に規定する浄化槽の清掃に関する専門知識、技術及び相当の経験を有している者に行わせ、若しくは実地に監督させ、又は許可業者が自ら行い、若しくは監督すること。
- 2 浄化槽の清掃に係る施設及び器材は、省令第11条第1号から第3号に定める許可の技術上の基準に常に適合させるとともに、毎日作業終了後洗浄するなどして、他に迷惑を及ぼさないようにすること。
- 3 許可業者は、市長が定める生活排水及び廃棄物の処理に関する規則及び指導要綱等を遵守すること。
- 4 許可業者は、許可に係る権利を他に譲渡し、又は他に代行させないこと。
- 5 本条件に定めるもののほか、関係法令等に違反する行為があった場合は、許可の取り消し、又は業務の停止を命ずることがある。

浄化槽清掃業許可証再交付申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽清掃業の許可証を紛失（き損）したので、寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の規定により、再交付を受けたく申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	指 令 市 第 号
事 務 の 範 囲			
再交付申請の理由			

添付書類：き損による場合にあつては、許可証

浄化槽清掃業

変更
届出書
廃止

年 月 日

寒河江市長 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け指令市第 号で許可を受けた浄化槽清掃業に係る以下の事項について変更（廃止）したので、浄化槽法第37条（第38条）の規定により届け出ます。

廃止した事業の内容		
変更した事項の内容	新	旧
廃止・変更年月日	年 月 日	
廃止・変更の理由		

一般廃棄物処理業務実績報告書

年 月 日

寒河江市長

様

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月分の業務実績を次のとおり報告します。

契 約 者 数		件	稼働延台数		台	車両保有台数		台
廃 棄 物 の 種 類		収 集 量	総処分量				kg	
			処 理 施 設 名		処 分 量			
一 般 廃 棄 物	もやせるごみ	kg			kg			
	もやせないごみ	kg			kg			
	缶	kg			kg			
	びん	kg			kg			
	ペットボトル	kg			kg			
	粗大ごみ	kg			kg			
	廃乾電池、廃蛍光管	kg			kg			
	木くず	kg			kg			
し 尿	生し尿	kℓ			kℓ			
	浄化槽汚泥	kℓ			kℓ			

様式第13号

浄化槽清掃業務実績報告書

年 月 日

寒河江市長

様

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月分の業務実績を次のとおり報告します。

区 分	清 掃 件 数	汚 で い 量
20人槽 以 下	件	kℓ
21人槽～300人槽	件	kℓ
301人槽～500人槽	件	kℓ
501人槽 以 上	件	kℓ
計	件	kℓ